



REDDIE & GROSE BRIEFING NOTE

英国知的財産庁：特許審査ハイウェイと早期審査

2014年1月6日、英国知的財産庁(UK IPO)はグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)に参加しました。GPPHは、英国特許の出願人が、他の16の参加庁のいずれかが出した特許可能との審査結果に基づいて、英国での出願の早期審査を申請できる制度です。他の参加庁はオーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、ノルウェー、北欧特許庁(NPI)、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、アメリカ合衆国です。

UK IPOはそれまで、カナダ、韓国、日本、アメリカ合衆国、ドイツとのみ二国間特許審査ハイウェイ(PPH)協定を結ぶに留まっていたましたが、今回のグローバル PPH 参加によって、英国での申請で審査結果を援用できる他庁の数が大幅に増えました。詳しい情報は、以下のウェブサイトでご覧になれます：

リンク：<http://www.ipa.go.jp/pph-portal/index.htm>

英国で PPH を申請するには

GPPH 制度によって早期審査を申請する手続きは簡単で、公的手数料もかかりません。ただし、出願の請求項は、他庁からの報告書で特許可能とされたものと概ね一致していなければなりません。英国での請求項が当該他庁で特許可能とされたものとまったく同一でない場合は、他庁で認められた請求項と英国で出願する請求項の相違点を書面で示す必要があります。当該他庁の報告書と認められた請求項の副本と英訳も必要です。従って PPH 申請には、出願人による事務作業がある程度必要になります。

英国における PPH の効果

PPH を申請したからといって、請求項を特許可能と判断した他庁と同じ結論に UK IPO が達するということにはなりません。UK IPO がその出願を優先事項として取扱うよう努力することにはなります。PPH による早期審査の申請があれば、英国での審査は通常通り進められますが、進行のスピードが速くなるのです。

PPH が出願人にとって費用節約になるかどうかは、これまで英国でこの制度を利用したケースが少ないため何とも言えません。他の早期審査オプションと違って、PPH 申請を準備して提出するには一定の作業が必要となります。また、案件は通常通り審査されるため、英国の審査官が新たに先行技術に言及したり新たな不備指摘を行うのは自由です。これらのことから PPH の値打ちは、もっぱら早期審査が望ましいが他のルート（下記参照）では得られない時に審査を加速することにあるようです。

早期審査：他のルート

英国で審査を加速するルートは、PPH ないし GPPH だけではありません。いかなる出願でも、第三者がその発明に取り組んでいるなど妥当な理由を出願人が提示できるなら、申請により早期審査が可能です。また、当該発明が環境問題の解決をめざすクリーンテクノロジーないしグリーンテクノロジーに関連する場合も、早期審査が可能です。そういった出願は、UK IPO のいわゆる「グリーンチャンネル」で取り扱われます。さらに、国際出願の国際段

階で特許可能という国際予備審査報告書（IPER）が出ている場合も、国内段階の英国での出願で早期審査が認められる可能性があります。このルートの場合、国際段階で認められなかった請求項はすべて、必ず削除しなければなりません。これらのルートで申請する場合の事務費用は、PPHより低くなります。

早期審査の他のルートに関する UK IPO の実務指針は、以下のリンクをご参照ください。

リンク Links:

1) 早期審査 : Accelerated Examination (PDF):

<http://www.ipo.gov.uk/p-fastgrantguide.pdf>

2) グリーンチャンネル : The Green Channel:

<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-accelerated/pro-p-green.htm>

3) IPER の特許可能判断を受けて : Following a favourable IPER

<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-accelerated/pro-p-fasttrack.htm>

通常の審査

英国における通常の審査は、早期審査申請の有無にかかわらず比較的速やかに行われます。優先権を主張しない出願や優先日から 12 か月の時点で行われ優先日を主張する出願では、出願時に調査と審査（調査平行審査）を申請すれば、通常は出願日から数か月内に審査官から最初の報告書が届きます。さらに、UK IPO は優先日から 4 年半の期限内に審査結果を決する義務を負っているため、大概の案件は速やかに処理されます。

なお、UK IPO では同庁の審査報告書発行予定を出願人やその他あらゆる人が閲覧できるオンラインツールも提供しています。リンクは: <http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-find/p-er.htm>

これらのブリーフィングノートに関するより詳しい情報、また申請中の案件に関連してのご質問等については、Reddie & Grose（アドバイザーまたはマーケティング部）までお気軽にお問い合わせ下さい。

Reddie & Grose

London: 16 Theobalds Road, London WC1X 8PL

Tel: 020 7242 0901 **Fax:** 020 7242 3290

Cambridge: Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH.

Tel: 01223 360350 **Fax:** 01223 360280